

令和6年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

令和6年3月1日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第2号 環境都市宣言の制定について
- 日程第3 議案第4号 瑞穂市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第5号 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第6号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第7号 瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第8号 瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第10号 瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第11号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第12号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第13号 瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第14号 瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第15号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第17号 令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 議案第18号 令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第19号 令和5年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第20号 令和5年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第21号 令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第19 議案第22号 令和6年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第20 議案第23号 令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第24号 令和6年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第22 議案第25号 令和6年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第23 議案第26号 令和6年度瑞穂市下水道事業会計予算
- 日程第24 議案第27号 市道路線の認定について

日程第25 請願第1号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める
意見書の採択を求める請願

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	広 瀬 守 克	2 番	藤 橋 直 樹
3 番	若 原 達 夫	4 番	北 川 静 男
5 番	関 谷 守 彦	6 番	森 健 治
7 番	森 清 一	8 番	馬 渕 ひろし
10番	今 木 啓一郎	11番	杉 原 克 巳
12番	棚 橋 敏 明	13番	庄 田 昭 人
14番	若 井 千 尋	15番	広 瀬 武 雄
16番	若 園 五 朗	17番	松 野 藤四郎
18番	藤 橋 礼 治		

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	磯 部 基 宏
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	臼 井 敏 明
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	広 瀬 進 一	健康福祉部長	佐 藤 彰 道
都市整備部長	桑 原 秀 幸	環境水道部長	矢 野 隆 博
教育委員会 事 務 局 長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者	清 水 千 尋
監 査 委 員 事 務 局 長	今 木 浩 靖		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久野秋広	書	記	松島孝明
書	記	河野和泉		

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

早朝より傍聴いただきましてありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日の議案に対する総括質疑を行います。会議規則第55条第1項には、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならないと規定されています。

また、同条第3項では、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることができないとなっていますので、十分注意して発言されますようお願いいたします。

日程第1 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第1、諸般の報告を行います。

3件報告します。

1件目は、2月22日、パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の採択を求める請願を受理いたしましたので報告します。この請願については後ほど議題にしたいと思います。

2件目と3件目については、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（久野秋広君） 議長に代わり、2件報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により、監査委員から受けております。

検査は令和6年1月分が実施され、現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。

2件目は、西濃環境整備組合議会の報告です。

2月27日に、同組合の令和6年第1回定例会が開催されました。

この定例会に提出されました議案は3議案でございます。

議案第1号西濃環境整備組合監査員の選任については、新たに三田村晃司氏を選任するための議会の同意を求めるものでした。

議案第2号令和6年度西濃環境整備組合一般会計予算は、総額を歳入歳出それぞれ17億1,131万9,000円と定めるもので、昨年度より1億1,948万円の減額となります。

議案第3号令和6年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法については、令和4年度のごみの搬入実績により案分する等の内容となりますが、令和6年度の当市の分賦金額は、昨年度より4,291万2,000円減額の2億9,541万9,000円となります。

これらの3議案はいずれも原案のとおり同意または可決されました。

その他の項目についてはお手元に配付のとおりです。

以上、報告を終わります。

○議長（庄田昭人君） 以上、報告した資料は事務局に保管してありますので御覧いただきたい
と思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第2号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第2、議案第2号環境都市宣言の制定についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 皆さん、改めましておはようございます。

また、早朝より傍聴いただきましてありがとうございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第2号環境都市宣言の制定について質問をさせていただきます。

今、地球規模での温暖化、気候危機は深刻な事態を迎えております。世界各地で異常な豪雨、台風、山林火災、干ばつなどが頻発をし、猛暑あるいは海面上昇が止まらず、太平洋上のマーシャル諸島、トカラ諸島では、国そのものが水没し消えてしまいかねない、そんなことが、危機が迫っているという状況であります。

世界の平均気温の上昇幅、産業革命から1.5度を超える国際目標も、各国とも自国中心主義でなかなかまとまらず、目標達成に赤信号が出てきている。このままでは地球の温暖化はとどまらず、後戻りができない。そんな事態にもなりかねない。まさに人類生存の危機に直面しているのではないかと思います。

こんなときに環境都市宣言、これを制定するということは意義深いものだと考えます。この環境都市宣言について若干の質問をしたいと思いますので、具体的な質問については自席よりさせていただきます。よろしくお願いします。

では、この案にも出ておりますように、地球規模で自然環境が悪化している、そのように記述がされておりますけれども、先ほど述べましたように、現状というのは非常に深刻な状況にあると思います。

12月議会の際に、原案として示されたその中には、次のような記述が書いてありました。

世界的に地球温暖化の進行により自然環境への負荷が増大し、猛暑や干ばつ、山林火災など

により森林や野生生物の減少、また局地的な豪雨や台風などの気象異常事態が頻発しております。このまま環境破壊が進み、自然が本来持つ回復力を越えてしまうことは、極めて深刻な脅威となります。ある意味では具体的な今の現状を述べていると思います。

ところが、今回出されている案には、これらの具体的な記述については削除されております。こういった部分、削除されたことも含めて、環境破壊の現状をどのように認識されておられるのか、まずはお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） おはようございます。

今回、宣言文を検討する中で、環境都市宣言は広義の環境について宣言し、そこから地球温暖化対策などの個々については、その問題に焦点を絞って改めて宣言をするため、環境都市宣言からは省略いたしました。

環境破壊の現状については、特に地球温暖化は顕著であり、猛暑や局地的な豪雨など、私たちの生活に影響を及ぼしており、またそのほかにも海洋プラスチック問題や生物多様性の喪失など、あらゆる環境問題が進行しているため、今回の環境都市宣言を機に、人と自然が共生できる持続可能なまちを目指していきたいと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今のお話によりますと、環境問題というか地球温暖化等については改めて宣言をしたいという、そういう趣旨だったと思いますが、それはもう既に用意されているということでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） ゼロカーボンシティに向けた検討を今考えておりまして、まだ宣言文については今後検討していきたいと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では、次の質問に行きたいと思います。

12月議会の際の原案には、市民、事業者、行政、こういったことが言及されていたと思います。

ところが、ちょっと昨日も確認しようと思ったんですが、ちょっとホームページ上ではそこにアクセスできない状態になっているんですが、パブリックコメントの際だと思えますけれども、この市民という表現が地域という表現に変わっております。それが今回の案ではまた市民という言葉に戻ってきていると思えますけれども、そこら辺の意図は何かあったのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 今回市民といたしましたのは、市民一人一人がより身近に環境意識を持っていたきたく、市民といたしました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、市民一人一人が取り組むことが非常に重要だというお話だったと思います。

当然市民の取組、これは非常に大事なことではあるとは思いますが、正直言いました、じゃあ市民一人一人でどのようにしていくかということ、それが問題を根本的に解決できるのかということがあると思いますけれども、まずこの市民、事業者、行政というのが横一線で動く。何か非常に理想的なようなことになりますけれども、ただ、やっぱり実態としては環境問題の実情、あるいはその原因、こういったものを明らかにして、都市宣言ですので、行政としてどのように進めていくのか、そういった内容とか方向性、こういったものを一定明示をしていく、そういったことが必要ではないかと思いたすけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 1つ目で御答弁いたしました、広義での環境都市宣言後は、個々の問題解決に向けた宣言をしたいと考えております。

特に先ほども言いましたが、地球温暖化対策は当市においても最重要課題と考えており、今後はゼロカーボンシティに向けた宣言を行い、脱炭素社会を目指した取組を着実に実施していきたいと考えております。

また宣言ではありませんが、循環型社会の形成に向けた取組や生物多様性の保全など、個々の問題解決についても積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ぜひ、その点についてはしっかりとお願いしたいし、そういったことも含めて宣言にも一定の文章化する必要があるというふうには思います。

ちょっと事前通告からは漏らしてしまったんですが、ちょっと蛇足的な話なんですけれども、今回の宣言の案のタイトル、表題について、瑞穂市環境都市宣言についてとあります。

これ宣言のタイトルに「について」という言葉が入るのは若干、私個人的には不自然な感じを受け取っておるんですけれども、これについては何か意図があってこういう言葉を付け加えてみえるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 自治体宣言については、瑞穂市環境都市宣言で終わる予定であります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今回、出されているタイトルが、瑞穂市環境都市宣言についてと書いてありますけれども、これはそうではなくて、瑞穂市環境都市宣言ということよろしいですか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） はい、そのとおりでございます。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第4号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第3、議案第4号瑞穂市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第5号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第4、議案第5号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第6号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第5、議案第6号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第7号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第6、議案第7号瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

8番 馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 改めまして、おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議席番号8番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議案に上がりました議案第7号瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、質疑をさせていただきます。

まず初めに、提案に至った経緯についてお伺いいたします。

この報酬等審議会において、どうして答申を受けて5%の引上げを提案してきたのか。1万5,000円の引上げですけれども、それを提案してきたのか。

審議会の答申を受けた後の市での協議は、どのようにしてやはり上げる必要があったと判断して御提案してきたのか。

議員報酬、費用弁償など、議員の資質向上を求めるという答申でございましたが、それを受けて市はどう考えて提案に至ったのか。その提案に至った経緯をお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、改めまして、皆さんおはようございます。

馬淵議員の御質問にお答えいたします。

瑞穂市特別職報酬等審議会は、今年度4回開催され、その後令和6年1月30日に答申を受け、答申で示されました議員の月額報酬について、おおむね5%、1万5,000円の引上げを尊重し、

今議会に提案したものでございます。

答申は、議員報酬につき、県内他市及び類似団体と比較しても低い状況であることや、今後の議員活動が充実し、若者や女性が市政への参画を目指すことができ、将来の市議会が幅広い年齢層からの議員構成になることを期待して、人口規模や標準財政規模などが瑞穂市に近い美濃加茂市の議員報酬を参考に、議員報酬を引き上げるという結論にいたしました。

市といたしましても、審議会において慎重な審議を重ねた結果であるものと認識しておりまして、答申内容を尊重し、今回の議案提出となったものでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○８番（馬淵ひろし君） 今答申を尊重しというお話がありましたけれども、必要性というのも市も認めたということによろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） はい、議員のおっしゃるとおり、必要性を感じたということで、今回の提案となっております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○８番（馬淵ひろし君） 次の質問です。

政務活動費についてというお話をさせていただきますが、審議会の答申に基づいたということで御提案があったということですが、審議会では議員の資質向上のための議論というものはあったのか、またその政務活動費というようなことについての議論があったのか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の資質向上ということでございますが、議論は直接していないので、関連のある発言、委員さんの発言ということで御紹介をさせていただきたいと思います。

これはあくまで委員さんの個人的な見解も入っておりますので御了承いただきたいと思います。

まず、市民に頑張りが見える議員と見えない議員がいる。議会を傍聴しても熱心な議員と議論に無関心に見える議員がいる。地域の方の生活のために尽力してもらったなどの議員の方々の活動の状況への意見や、報酬に関しましては、いろいろな活動で頑張った、その成果として報酬がついてくるべきである。いろいろ活動しているが、市民にうまくPRできているのか疑問だ等の意見がございました。

先ほども申し上げましたが、今回御紹介させていただきましたものは御意見として、個々の委員が審議会の中で思いを述べられたもので、それぞれ議論されたものではなく、審議会全体

としての意見ではありません。

また、政務活動費についての御質問をいただいております。

報酬審の委員のほうからは、瑞穂市は政務活動費を支給しているのかという御質問もございました。

県内の実態といたしまして、21市中、瑞穂市を含め4市、大垣市、海津市、美濃市、瑞穂市は支給していないというお答えはいたしました。

また、活動している議員はその際の費用を自己負担しているが、政務活動費が支給される可能性があるのかどうか。支給されたら使い切らないといけないのかなどのお尋ねや、政務活動費は何に使われているのか不明なため、身銭を切ってやるべき。議員報酬が低いので、政務活動費ではなく、報酬を上げたほうがよいという意見などもありましたが、審議会ではあくまで報酬に関わることに對して審議する場であるということで、この結論等は議論しておりません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） では、その答申にそういったことが上がってこなかったということを考えて、市はこの必要性についてどう考えているか、お伺いします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 市としてどう考えているかという御質問でございますが、現在のところ、政務活動費についての議論は何もしておりませんというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第8号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第7、議案第8号瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 8 議案第10号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第 8、議案第10号瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5 番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 議席番号 5 番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第10号瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例について、質問をさせていただきます。

まず、今回この条例の改正案ということで出された提案理由としては、委員の委嘱の基準について明確にするためというふうに説明されておりました。

ただ、現行の条文を見る限り不明瞭な部分は、私読んだ限りでは特に不明瞭であるというふうに考えられませんが、その点についてはどのような意味があるのでしょうか、質問させていただきます。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 改めまして、おはようございます。

議員の御質問にお答えします。

今回の条例改正は、現在第 6 号の識見を有する者として委嘱しております瑞穂市立保育所長を代表する者、瑞穂市立小・中学校の給食主任を代表する者、瑞穂市立保育所の保護者を代表する者について、それぞれ第 3 号、第 4 号、第 7 号として明確にするものです。

給食センターは、小・中学校、幼稚園、それから保育所の 3 歳以上児の給食を調理していることから、運営委員会は小・中学校、幼稚園、保育所関係者と識見を有する者で構成をしています。

そのうち、小・中学校、幼稚園関係者は明記しており、保育所関係者は識見を有する者として委嘱していることは自然と判断しております。

また、小・中学校の給食主任は配置の法的根拠はなく、文部科学省からの通知により校長が教師の中から選任することになりますので、こちらも識見を有する者として委嘱することは自然と判断しております。

最後に市議会議員につきましては、平成26年度から出席をいただいております。その当時に改正しておかなければならないものを失念しておりました。誠に申し訳なく、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の御答弁につきましては、保育所関係の方、あるいは小・中学校の給食の主任さんの問題、そして保育所の保護者の方を加えたいと。例えば保護者でいえば小・中学校からは参加しているけれども、そこら辺の位置づけがおかしいんじゃないか、片一方は明記して片一方は明記しないという、そういう表現は問題であると、そういう御説明だったと思います。

それではもう一つ、市議会議員が平成24年から選出されていないと。私も議員になったのは4年前ということで、ここら辺の条例については全然知らなくて、そういうものだと思っていましたけれども、たまたま今回給食費の値上げという問題があつて、関係条例を見るとここが記載されているという事実にも私も至ったわけであります。

そういった意味で今回これを質問させていただきましたけれども、そうしますと、ところが条例上は議員から出すということは、現在も変わっていないはずだということでよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 条例上は残っておりますので、そういうことになるかもしれませんが、先ほど申しましたように、本来は26年から出席いただいておりますので、そのときに改正をしていなければならなかったものということで御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） では、先月2月20日にこの給食センター運営委員会が開催された、そのように文教厚生委員会の協議会のほうでは説明がありましたけれども、そこではどのような内容が審議されたのでしょうか。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 2月20日に開催いたしました令和5年度第3回瑞穂市給食センター運営委員会の議題は、1つは令和6年度学校給食事業予算案について、2つ目として食物アレルギーについて、3つ目に地産地消について、4つ目に令和6年度からの給食費についてであり、それを御審議いただきました。そして、今回のこの給食センター条例の改正案の御説明をさせていただきました。以上であります。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） この2月20日に開かれましたセンターの運営委員会、条例に掲げる委員が先ほどありましたように、選出されない状態で開催されたわけであります。

そうであるならば、条例に基づいた法的に正当な会議であったのかどうか、ここは疑義が生じるところだと思います。私としては、いわゆる民主的な観点からすれば、形式上の問題、そして内容的な問題、2つをしっかりと押さえていかなければならないと思いますけれども、まずこの形式的な問題でいけばこの条例に定めるものに合致していない、そういった委員会が開かれたという認識になると思うんですけれども、そこら辺のことはいかがお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 議員さんのお話は、先ほどから申し上げますとおり、私どものほうが失念しておって条例改正をしなかったことで申し訳なく思っています。

給食センター運営委員会は条例第7条で規定されており、その必要事項は給食センター運営規則で定めております。

2月20日に開催しましたこの令和5年度第3回瑞穂市給食センター運営委員会は、一応この規則にのっとって開催できたものと認識をしております。以上であります。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） しかし、条例違反であることには間違いないと思います。

そういうふうに見た場合に、この会議の正当性はやっぱりおかしいんじゃないかという、これは私の見解で、ごめんなさい、言っちゃうとあれですけれども。

そういったことを、条例を直すのを忘れていたからすみませんで済む話でしょうか。それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 先ほどから申しましたとおり、条例改正をしていなかったことは、失念したことは誠に申し訳なく思っています。

実際26年度からは、市議会議員さんのほうはこの会には出席をいただいていないということになっておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第11号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第9、議案第11号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第12号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第10、議案第12号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第13号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第11、議案第13号瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

10番 今木啓一郎君の発言を許します。

今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議席番号10番、有隣クラブの今木啓一郎でございます。

ただいま庄田議長より発言のお許しをいただきましたので、住宅に困窮する低額所得者が市営住宅への入居に支障が生じることのないように、入居手続に伴う保証人の要件を廃止することを目的とする議案第13号瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例についてお尋ねします。

そこでまずは、令和2年4月1日の改正民法施行に伴い、市営住宅入居の際に必要な連帯保証人について、極度額の設定が義務化されています。当市の限度額への対応はどのようにされたのか。また、現行の10条3項には市長は特別な事情があると認める者に対しては第1項第1号の規定による物件証人、保証人2名の念書を要しないことができる免除規定があります。

そこで、例えば高齢者、障害者、DV被害者、生活保護者、病気罹患者、被災者などの方、加えて低額所得者や生活困窮者の方で、保証人を確保することが困難な場合は、その免除規定を活用して保証人の念書がこれまで免除されていたのかお答えください。

以下の質問については、自席でさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） おはようございます。

瑞穂市営住宅条例施行規則第4条の2第2項におきまして、連帯保証人が負担する保証債務の極度額は50万円にするとする規則改正を、令和3年4月30日、規則第36号によって行っております。

また、現在入居している方につきましては、入居申込みの際に連帯保証人をお二人連署していただいております。

過去には、生活保護者の方で保証人を1人しか用意できず、やむを得ず第10条第3項の規定により入居していただいたことがあります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） では、次の質問に移ります。

この改正で、保証人の要件の廃止が明文化されることは、保証人を立てることが難しい人にとっては、とてもよい支援手段となりますが、保証人は家賃滞納や損害賠償などのリスクをカバーする役割を果たしています。したがって、これらのリスクに対する適切な対策を講じる必要があるだと考えるところです。

国土交通省も、公営住宅への入居に際して、必要に応じて機関保証を活用するなどにより、保証人の確保が難しい方の入居を円滑にしていくことも必要としています。この機関保証とは、法人が連帯保証人の役割を果たす制度であり、信用保証とも呼ばれています。この制度は、民間賃貸住宅などで多く導入されており、近年一般的になっています。

国交省の言う機関保証の活用は検討されたのか、ほかにもリスクに対して具体的にどのような対策を検討され、対応されるのかをお答えください。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 機関保証の活用につきましては、検討はしましたが、保証契約を締結するに当たり、入居の方に新たな費用負担が発生するため、それが入居の際の障害となることが考えられたことや、市営住宅の目的が公営住宅法にある住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与する目的を損なうおそれがあることから、機関保証についても必要としない方針といたしました。

また、保証人廃止による主なリスクとしましては、家賃滞納者について保証人を通じての家

賃請求はできなくなること、急病や隣人トラブルなどにおける保証人を通じた緊急時対応、連絡ができなくなることがあると考えております。

家賃滞納につきましては、保証人を通じての家賃請求はできなくなりますが、従来同様に当月分の未納者が確定次第、担当職員が未納者に架電をして延滞理由を把握するとともに、早期の支払いを促す予定でおります。

また、近隣や隣人トラブルなどの緊急対応につきましては、岐阜県及び保証人を廃止した県内自治体を参考にし、入居の手続の際に提出いただく請書に緊急連絡先、身元引受人の記載を求めるよう、瑞穂市営住宅条例施行規則の改正を行い、緊急時の連絡体制を確保する予定としております。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

では、最後の質問に移ります。

賃貸住宅において、先ほど述べられました家賃滞納もさることながら、入居者が亡くなった後の残置物処理は重要な課題となっています。

国土交通省、国土交通政策研究所の報告書によれば、単身高齢者の賃借人が亡くなった場合、残置物処理費用は平均40万円程度かかるとなっております。冒頭の質問に対する答弁では、当市の保証人の極度額は50万円と述べられており、まさに研究所が示す残置物処理平均額をカバーする額となっています。

そこで、当市の市営住宅において、残置物処理問題はこれまで発生していませんか。もし発生しているのであれば、どのように対処されましたか。そして、今回の保証人の廃止が残置物処理問題に及ぼす影響とその対応について、どのようなお考えであるかお答えください。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 単身高齢者の方が亡くなり、残置物の手続を行った事案はあります。

その際は、法定相続人に対し、残置物の撤去を依頼しておりましたが、最終的に相続関係者全てが相続放棄をしたため、市において家庭裁判所に相続財産清算人選任の申立てを行い、相続財産清算人の同意の下、残置物の処分を行いました。

残置物処理問題についてですが、先ほどの単身高齢者の死亡による身元引受けや、残置物の処分に時間や費用を要する可能性があると考えております。

対応策につきましては、先ほども申しましたとおり、岐阜県及び他自治体の取組事例を参考に、入居申込み時に緊急連絡先及び身元引受人の記載を求めるよう規則改正を行う予定であります。

○議長（庄田昭人君） 10番 今木敬一郎君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第14号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第12、議案第14号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第14号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について、質問をさせていただきます。

これにつきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律、これが昨年の通常国会で成立をして、今年の4月1日から施行されるということで、それに合わせた改正だと思います。

この法律の中では、これまでこういったものは厚生労働省が全面的に所管をしていたということでもありますけれども、水道整備管理行政については国土交通省に移管をする。そして水質基準、こういったものについては環境省、そちらのほうに移管をするということになりました。

今回それに合わせて、引用する国のほうのところが厚労省から国交省のほうへ変わるということで、それに合わせた条例変更ですけれども、具体的にここら辺、管轄する担当の省が国交省と環境省に分かれるという中で、具体的な変更内容、こういったものがどの程度あるのか、あるいはそれへの対応ですね、4月1日からということですので、準備がもう整っているのかどうか、そこら辺について確認の意味も含めて質問させていただきます。以上です。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 今回の法改正では、水質または衛生に関する水道行政を厚生労働大臣から環境大臣へ、それ以外を国土交通大臣へそれぞれ移管することになりました。

具体的には、水質検査や基準に関することについては環境省へ、水道施設のインフラ整備については水道整備管理行政の機能強化を目的に、国土交通省へと移管されることとなりますが、現時点では、今回の条例改正以外には業務を進める上での支障はございません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 水質基準については環境省、専門のところに移管するということでありましたが、環境省に移管しても特別変更はないということで、例えば昨今問題になりました各務原でのPFASの問題とか含めてどうか。それから、こういった水質検査の公表については、水道もあるし、それから何かよく工場から漏れ出て、それについての対応、そういったものの公表についてはどのように、迅速にされるという、そのような変更はないでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） そのとおりでございます。

特に現時点では変更はございません。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第15号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第13、議案第15号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第17号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第14、議案第17号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第18号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第15、議案第18号令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第19号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第16、議案第19号令和5年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第20号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第17、議案第20号令和5年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第21号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第18、議案第21号令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第22号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第19、議案第22号令和6年度瑞穂市一般会計予算を議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

10番 馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となりました議案第22号令和6年度瑞穂市一般会計予算について質問をさせていただきます。

こちらの会計については、予算決算特別委員会に付託される予定ではございますけれども、大きい重要なことでありますので、総括質疑をさせていただきます。

予算書案の34ページ、20款雑入、5項4目3節民生費雑入、9節教育費雑入、給食費負担金についてを御質問させていただきます。

この質問の経緯につきましては、令和6年2月14日に開催された文教厚生委員会にて、令和6年度からの給食費についてということの報告が全員協議会でされました。

その内容は、学校給食食材が高騰しており、令和6年度の給食費について10%の値上げを検討しているという報告でございました。

この予算に、給食費の負担金、保護者からいただいているものの中に、その値段は入っているのか、またどのような内容で値上げを検討しているのか伺います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） まず、この令和6年度の当初予算に値上げの分が入っているかないのかということですが、令和6年度当初予算には値上げ分は加味しておりません。令和5年度と同じ給食費で計上しております。

それから次に、検討のことですが、まず1つ目として、令和5年度と物価高騰前である令和3年度の12月末までの給食の賄い材料費を比較しますと、9.9%の増加となっています。

2つ目として、総務省発表の消費者物価指数、食料品のところでは、令和2年基準に対して、令和5年は12.9%の上昇となっています。

3つ目として、学校給食会から購入しております牛乳、パン、麺などの価格を令和5年度と物価高騰前である令和3年度と比較しますと、一律10%以上の値上げとなっております。

今回、この３点を基に10%の引上げが必要と判断し、検討をしておるところであります。
以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○８番（馬淵ひろし君） 今の御答弁の中で、この新年度予算にはそれを加味していないということでございますが、文教厚生委員会で示された資料によりますと、令和６年４月１日から教職員引上げ、令和６年10月１日から児童・生徒引上げというふうなタイムスケジュールが報告されておりますが、なぜそれが当初予算に反映されていないのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 給食費につきましては、瑞穂市給食センター運営規則のほうで一応金額を定めております。

この金額を改正するに当たりましては、教育委員会の定例会にお諮りをして、改正するという手続を踏まなきゃいけませんので、一応３月の定例会でそれを御協議いただくこととしておりますので、当初予算には現在計上されていないということであります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○８番（馬淵ひろし君） 次の質問ですが、給食費値上げの継続性についてお伺いします。

この物価高騰というのはどのぐらい続くと市のほうは考えていらっしゃるのでしょうか。

物価高騰が原因として給食費値上げを保護者、お子さんを持つ保護者をお願いをするという提案でございますけれども、一時的になった場合、給食費を元の負担金に戻すという考えはあるのかお伺いします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 物価高騰がいつまで続くのかは正直分かりません。

専門家による令和６年の消費者物価指数や食料品価格は低下するとの予測ですが、生鮮食料品は除くとしておりますので、不明確なところがあります。

学校給食費は、学校給食法第11条第２項の規定に基づき、食材に要する経費を保護者の方に負担いただいておりますので、食材に要する経費以上に負担をいただく必要はないと考えます。

したがって、今後の物価の動向を注視しながら、年度単位での引下げも検討していきたいと考えます。

ただ、学校給食の食材は、学校給食衛生管理基準に食品の選定基準があり、それを踏まえて購入していくことになります。安全で安心な学校給食を提供するために必要な食材の経費は、一概に物価の動向だけで判断することができない場合もあることを御理解いただきますようお願いいたします。以上であります。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今年度は、国から来た補助金においてその値上がり分を吸収できたという説明を受けております。

そうした現状がある中で、今度は提案に至った経緯についてお伺いをいたしますが、この無償化を求める請願が、令和5年6月議会で請願が上がりました。

それには、市民2,000人を含む約6,000人の署名が寄せられて、給食費を無償にしてほしいという願いがあったかと思います。

もう一つ、我々この議会で、同様の令和5年6月議会において、国に国の負担で無償化を求める意見書を全会一致で可決をしておりますし、令和6年1月には、瑞穂市長の森市長が、こどもまんなかサポーター宣言というのをされました。

つまり、これは国の政策によっていくわけですがけれども、子供を第一に、子供を真ん中にしていきたい、そういう決意の表れの宣言だと私は思っておりますけれども、それをされた今の現状、そして何度も国からの支援で物価高騰に苦しむ市民の感情、そしてそういったことを様々考えたこの現状において、一般会計で食材等価格高騰分を補填していく、今年もしていましたが、国の財源ではしていましたが、来年度、瑞穂市民全員の税金で子供たちの給食、子供の育ちを応援する、そういう意味で一般会計で補填をするということも考えられますが、どのように検討して判断をしたのか、当初予算を、このように反映されていないということでございますけれども、どうしてこの形にしているのか。できれば市長にお答えいただきたいんですけれども、答弁を求めます。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 昨年12月22日にこども未来戦略が公表され、学校給食費の無償化の実現については、実態調査の結果公表の時期が具体的に変わっただけで、結論がいつ出るのか定かではありません。

当市といたしましては、恒久的な財源確保が難しい状況にあり、無償化は国の施策として実施していただきたいと考えております。そして、結論が出るまでの学校給食費は、保護者の方に負担をいただきたいと考えております。

御承知のとおり、令和4年度、5年度につきましては、食材の価格高騰分は保護者に負担を求めるのではなく、国の交付金を活用して対応してきましたが、令和6年度以降の国の交付金は決まっておりませんので、今回10%引き上げさせていただく方向で検討を進めています。

なお、児童・生徒の引上げは令和6年10月からを予定しておりますので、令和6年4月から9月の引上げ分は一般財源で補填してまいります。そして今後、年度途中で物価高騰となった場合も、その年度は高騰分を一般財源で補填してまいります。

また、低所得者の方につきましては、来年度から就学援助の上限緩和を行って負担軽減を図ってまいりたいと考えております。以上であります。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） お願いしたいと思います。

次の質問です。

中学校体育館空調整備についてお伺いいたします。

予算書案113ページ、10款教育費、4項中学校費、1目14節工事請負費3億5,468万円、こうした予算書案の提案がございます。

提案の経緯をまたお伺いさせていただきますが、今回の予算案には、穂積中学校、そして穂積北中学校、巢南中学校の市内全中学校体育館に空調を整備する工事請負費に3億5,468万円が計上されています。

この予算を計上するに当たって、令和5年9月議会の補正予算にて、中学校体育館空調整備の設計監理委託料1,819万円が議会によって認められ、設計監理業務が行われたものと思いますが、その議案説明時に小学校7校、中学校3校に空調を導入した場合の費用や工事内容などを検討するためにも、この予算をお願いしたいという説明を受けたような記憶がございます。

今回の議案提案説明等では、なぜ中学校のみに整備するのか、また今後小学校へも整備するのか、電気、都市ガス、LPGガスなど、熱源比較や断熱方法の比較など、議会に十分説明がされていないと私は考えております。

新年度予算で3校全ての中学校体育館空調整備の工事請負費を計上した経緯、小学校7校の整備の可能性、必要性、熱源方式は電気で考えているという答弁がありましたが、ほかの熱源方式等を比較した内容があったのかなど、提案に至った経緯の御説明をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） まず、私どもの説明不足だったかもしれませんが、9月の設計委託料につきましては2,819万3,000円は中学校3校の設計委託料ということになります。

それでは、災害時の避難場所として、防災機能の向上及び生徒によりよい教育環境の整備、熱中症対策などを目的といたしまして、当初は令和6年度より1校ずつ空調を設置する予定としておりました。

しかし、元日に起こりました能登半島地震が発生したことを受けて、避難所としての環境整備を早急に行う必要があると考え、今回全ての中学校の体育館への空調設置整備費を計上させていただきました。

それから、小学校の体育館の空調設置につきましても、中学校体育館への設置後の令和7年度以降に財政状況や学校施設の長寿命化計画における改修工事の計画変更を踏まえながら、順

次着手をしていきたいと考えております。

あと、令和5年9月補正予算で可決いただきました中学校体育館空調設備設計の委託料で、体育館の基礎調査を行い、既存の建物の構造や設備状況の確認を実施し、これらを基に空調方式や電気やガスなどのエネルギー源によるコスト比較を行いました。

電気、都市ガス、L P ガスを利用した場合のイニシャルコスト、ランニングコスト、室外機の騒音レベル、メンテナンス性など比較検討を行い、3校とも電気方式を採用する予定です。

また、体育館アリーナの室内機につきましては、3校とも点検通路に床置きタイプの設置を予定しております。以上であります。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今御説明をいただいて分かる部分がありますけれども、その提案説明をして、さらに全員協議会で執行部の方から御説明をいただき、勉強会までさせていただいております、なぜそういった説明がないのかと。ぜひ丁寧に議会に説明していただきたいとは申し上げますが、資料の提出の要求というのをさせていただきたいと思いますが、新年度予算案は予算決算特別委員会に付託される予定でございますが、議会基本条例第8条第2号の提案に至るまでの経緯というものの資料を求めることができるという規定が議会基本条例にございます。

その調査の結果と検討経過についての説明資料とともに、丁寧な説明をしていただきたいと思いますと思いますが、これが予算決算特別委員会に付託されますが、市としてはどのように説明をするつもりかお伺いします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 新年度の中学校体育館空調整備に伴います予算の説明につきましては、議会からの要求がございましたら、予算決算特別委員会で資料にて説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（庄田昭人君） 議席番号10番と言いましたが、訂正をさせていただきます。8番 馬淵ひろし君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 12番 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） 12番 棚橋敏明でございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので質問させていただきます。

先ほどの給食費の部分で、答弁の中に交付金、そして補助金という表現をなさいました。こ

の交付金、補助金、これの正式な名前、それといつからこれは来ておるのか教えてください。

以下は自席のほうへ戻らせていただき質問させていただきます。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） きちっとした正式な名称はここでは間違えるといけませんので、また後ほどちょっとお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 12番 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） それは、給食に限定されているかどうか。そのことは分かると思いますが、教えてください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 給食だけではないというふうに判断しております。

ほかの、要は物価高騰に関するところにもいただいている交付金と認識をしております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ということは、今後この交付金が来ないであろうという判断をされた、このことの判断がちょっとおかしいんじゃないかなと思います。

ということは、全体の中の割り振りだけのことでございますので、どうしてこれが来ないんだというふうな判断をなさったのか、御回答ください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 来ないんだというわけではなくて、逆にいただけるというところが今私どものほうでは把握しておりませんので、また来年度もいただけることになればそれなりにまた対応していきますけれども、今現在、まず国の交付金いただけるというところは、子ども通知をいただいておりますので、その財源を確保するためには、要は今10%の引上げというのを検討しているというところですよ。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ということは、この交付金はあくまでも給食だけに限定したものでなしに、全体の社会の値上がりに対して交付されたお金であると、その中の一部を給食費として補助に使ったということをおっしゃっておられるんだと思いますが、間違いでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 国からいただいたときに、その交付金のメニューとして学校給食費の高騰分として活用してもよろしいですということで、活用させていただいている

分であります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） ということは、今回値上げをしなければいけない、要するに9.9%、今まで耐えてきた、この部分に対してはその交付金を補助として使ってきたから9.9%のコストアップ、このことに対応してきたんですと。ただ、これができないから10%にするんだという今回の動きだと思いますが、どうもおかしいと思いますが、そのことについて、なぜどこで判断されたのか、もうこれが限界だと判断されたのか、その意図を教えてください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、令和4年度も要は物価高騰の影響はありました。

今年度は今言われたように、12月末現在で物価高騰前と比較すると9.9%上がっていると。で、4年度、5年度は、国からの交付金をいただいて、この部分を補填してまいりました。6年度以降は、実際何%物価が浮上するか分かりませんが、今のところ私どもとしては、10%ぐらいは財源として確保していないと給食の材料が購入できないのではないかというふうに判断しておりますので、また国の交付金がいただけるようになれば、また状況は変わってまいりますけど、今のところ、先ほど申し上げたとおり、国からいただけるということは通知がございませんので、その財源を確保するために給食費の引上げをお願いするということになります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） これから、4月に教職員の方々、そして全生徒には10月からということを知っておりますが、その間まで、それはどうなさるんですか、お答えください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） いわゆる、4月から9月分になりますけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、その間の高騰分につきましては、一般会計のほうの一般財源でお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 14番 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 議席番号14番、公明党の若井でございます。

議長の発言お許しをいただきましたので発言をさせていただきますが、今回、予算決算の特別委員会ができましたけれども、今回の総括にこの予算に関して質疑をする項目がございます

ので、まだ慣れておりませんが、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

この予算概要の今年度の主要事業の中で、防災士の養成講座委託料が319万円ほど盛り込まれております。地域防災力の要となる防災リーダー等の人材育成を図り、地域の組織体制を強化していくという項目になっております。

お聞きしたいのは319万円の内訳と、どのような方が対象になるのか。地域に偏りがないかということに危惧するわけでございますので、お聞きしてまいりたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 改めまして、おはようございます。

今の議員の御質問に対して御答弁させていただきます。

まず、予算計上させていただきました委託料の319万円の計上の内訳でございますが、1人当たりの費用の内訳が、受講料が5万5,800円で、受験料が3,000円、あと登録料といたしまして5,000円で、計1人当たり6万3,800円となります。昨年度と同様、50名の方の計上をさせていただくということで、総合計319万円となります。

また、どのような方が対象かというような御質問でございましたが、各自治会に1人以上、何かあったときのための自治会長さんの右腕となるような行動をしていただく防災士だと思っておりますので、まず自治会のほうから推薦をいただいておりますということで行っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 私が危惧したのは、本当に一般の方から申出があった場合に、地域の偏りとか、また今地域の防災力を高めるという点で、要は地域の方と連携が取れないような方がおられた場合を危惧したわけですけど、今自治会のほうからの推薦ということでございました。分かりました。

では、例えば50名の枠の中で、定数に達しないようなことがあった場合、どのように考えていらっしゃるのか、最後に確認したいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 先ほども申しましたとおり、予算の枠は50名を計上させていただいております。

令和5年度、今年度でございますが、各自治会に1名以上御推薦いただきますよう御依頼をさせていただきましたが、全ての自治会から出てきたわけではございません。残りの枠につきましては、地元で活躍いただいております消防団の方へ御推薦をいただきまして計50名の受講とさせていただきます。

来年度につきましても、同様な対応で行っていきたいと考えておりますのでよろしくお願い

– 55 –

年度に比べて0.3%増加している、ほぼ横ばいということの数字が出ておりました。

国保税は、来年6年度から税率等を引き上げる、そのような条例が12月議会で可決されたところでありますけれども、その一方で団塊の世代が後期高齢者医療保険に移行するということで加入者の減少も見込まれている。それを勘案してのこの国保税収入の増減ということだと思いますけれども、では具体的に人員減による減少率、それから税額アップによる上昇率、それはそれぞれどれだけなのかお答えを願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 関谷議員の御質問にお答えいたします。

令和6年度の国民健康保険税の収入は、令和5年度と比較しますと0.3%の増加を見込んでおりますが、まず被保険者数の減少につきましては、令和5年度の当初時点が9,256人でありましたが、令和6年度は8,667人を見込んでおります。前年度との比較では589人減少、割合でいいますと6.3%減少と想定しております。

次に、税額アップの関係になりますが、12月議会にて議決いただきました国民健康保険税の条例改正により令和6年度の税率が上昇することになります。令和5年度現年課税分の当初予算が7億9,926万4,000円でしたが、令和6年度現年課税分は8億2,065万9,000円を見込んでおります。前年度との比較は2,139万5,000円、割合でいいますと2.6%増となる状況であります。

なお、国民健康保険税事業につきましては、平成30年度より県と市町村と連携して国保の事業運営を行うこととなっておりまして、県が財政運営の責任主体ということで進めております。

今し方お答えしました税収入に関しましては、令和5年度の所得の情報だとか、被扶養者数の構成だとか、そういった基礎データ、それから今回の条例改正により算出されたものでありまして、減る要素と増える要素がございます。それぞれが税収入に与える影響は分析できておりませんので、そこの辺りは御了解いただきたいと思います。お願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の御答弁によりますと、人員減に、これは人数ベースだということだと思いますけれどもマイナス6.3%、それから税率アップ等による引上げによるものが2.6%の増というお答えだったと思います。そういうことでよろしい、そういう数字でしたよね。

でも、単純に考えると、人数で6.3%減って、引上げで2.幾つというのはもうちょっと引上げのほうで現実には多いんじゃないか、つまり横ばいには単純に考えればならないもので、たしか前の議会のときには事務局からの試算では大体6年間で42%引き上げる。大体、同じような割合でやっていくから、1年間当たりで大体7%ぐらい引上げだというふうに私は理解をしておりますけれども、大体はそんなようなことでよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 今、議員言われるとおり数字がございますが、私どもではちょっとそこまでは詳細に分析ができておりませんので御了解いただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そこら辺は非常に大きな問題だと思いますので、やっぱり現状がどうなっていくのかということは明らかにしていく必要があると思います。ごめんなさい、それは私の意見ですね。

それに対し、次ですけれども、同じ予算概要書の45ページでは保険給付費は5.6%増加するということで、医療費の伸びが見込まれているということでもあります。しかし、その一方で、瑞穂市の医療費、ほかの市町と比較すれば非常に少ない、そんなふうにもこれまでの資料では見てきたような気がいたします。

それでお尋ねしたいんですけれども、1人当たりの医療費、年間でいろいろかかるわけですが、県下42市町村ありますけれども、このうちこの医療費は、何番目といったらおかしいんですけれども、どの程度のものになっているんでしょうか。また、その特徴としてはどんなことが言えるのか、お話をお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 1人当たりの医療費につきましては、令和4年度のデータにはなりますが、瑞穂市は県内42市町村中で39番目に少ない状況となっております。

次に、医療費の動向になりますが、医療費の総額は令和3年度より令和4年度は1%程度減少しておりますが、被保険者数が2.9%減少しておりますので、逆に1人当たりの医療費が1.9%増加している状況となっております。

もう少し細かく御説明しますと、医療費には医科の入院と入院外、そして歯科や調剤などに区分をすることがありますが、令和4年度の1人当たりの医療費の特徴としましては、医科の入院が前年より約1万1,000円減少、前年比較で8.4%の減に対しまして、医科の入院外が前年より約1万6,000円増加、前年比で8.2%の増となっております。

また、被保険者の疾病や負傷に対して診療という現物給付を行う療養給付費についてになりますが、令和3年度5月から翌年1月までの合計が20億3,472万円に対しまして、令和4年度の同時期は19億9,909万円と約3,500万円の減額となっておりますが、令和5年度の同時期には20億6,280万円と令和4年度より約6,300万円も増加していることから、令和6年度の医療費につきましても引き続き増加傾向となるものと考えております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、先ほどの御答弁の中で1人当たりの医療費、県下で39番目というお

話だったと思います。つまり、瑞穂市よりも少ないところは3市町あるということだと思います。具体的には、白川村、東白川村、そして高山市、この順で少ない順に、瑞穂市よりも少ないところはその1市と2つの村ということになると思います。

これを見ますと、瑞穂市とはやっぱり条件が全然違っている地域だと思います。そういった意味では、都市型の市としては非常に1人当たり医療費は少なく、これは市の御努力もあると思いますけれども、1人当たり医療費が少なく済んでいる。また、健診等の成果も出ているというふうに思います。

そういったふうに見ますと、先ほどは県のほうで示してくるからそれに合わせるという保険料というお話がありましたけれども、あくまでも条例で決めるのが、瑞穂市で決めるということが最終的には一番肝腎なことであると思います。

そういった中で、1人当たりの医療費が少ない瑞穂市で国保税を引き上げる。これはなかなか常識的に考えて非常に納得しづらい、そういった部分だと思います。そういった意味で、なぜ国保税を引き上げる予算を組まなければならないのか。何らかの改善方法、そういったことが考えられないのか、そういったことについてどのような見解を持ってみえるのでしょうか、御答弁願います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 今の、医療費が少ない瑞穂市でありながら税率アップせざるを得ない状況についての御質問になりますが、医療費が少ない市ということで県内でも有数の市ということで、これは被保険者さんの健診への受診などによる御努力の結果もあろうかと思います。

そんな中で、先ほど平成30年度より県と市町村が連携して国民健康保険事業の運営をやっていくと、実施していくというようなところでお話をさせていただいたところではありますが、いずれはということになりますが、全国の都道府県で共に進められておりますが、各都道府県ごとに同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ国民健康保険税、一部、料のところがありますけれども、同じ額になるように統一を進めなさいというようなところで全国的に進められております。

現在のところ、瑞穂市は県内でも税率が低いほうで進めておりますが、いずれは県内統一の税率になってしまうことが今示されておりますので、医療費が少ない市ではありますが、いずれ県内統一の税率、高い税率になります、現在よりは。それに向けて見直さざるを得ないということで御了解をいただきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 税率そのものは12月議会で決めているという現状もありますのであれですけれども、やっぱり6年間で42%、多い世帯では五十数%の引上げになるというこの現実を

しっかりとじゃあ市民の方が納得できるのか、そういった観点が必要だと思います。

国の方針は確かに、何とか一緒くたにして国民のほうの負担を増やすという発想でやっていると思いますけれども、これまでも全国の知事会あるいは市長会のほうからも、それならもう国保自体成り立たないからということと要望書もしっかりと出されている、そういう経過もある中で、何とか瑞穂市でも頑張っていける方法を少しでも考えるということは大事だと思います。国や県が言うままではいけない、そのために瑞穂市で条例をつくってやっているわけであります。

そういった意味も含めて、ぜひここら辺についてはしっかりとまた文教の中でも議論をお願いしたいというふうに思いましてこの質問は終わりたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 質疑で終わっていただきたいんですが、よろしかったですか。お願いします。

5 番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

日程第21 議案第24号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第21、議案第24号令和6年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5 番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） では、続きまして質問をさせていただきます。

議案第24号令和6年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算についてお尋ねをしたいと思います。

予算概要の49ページには次のような記載がされております。後期高齢者医療事業特別会計の収入のほうの部ですけれども、その中に後期高齢者医療保険料、つまり後期高齢者の75歳以上の方の保険料がここで決まるわけでありまして、これが前年度比較で14.5%大幅に増えています。

この要因として考えられるのは、新年度は保険料のアップの時期ということで、それによる要因、それから、後期高齢者の方が、今順番に後期高齢のほうに移っていると、団塊の世代の

方が移っていくということで人員の増加、2つの要因があると思いますけれども、それぞれの要因による増加の割合、どのようになっているのか御答弁願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 関谷議員の御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度は、後期高齢者に支払っていただく保険料と現役世代に負担していただく後期高齢者支援金、そして公費の3つの財源で運営されておりますが、現役世代の人口減少による負担の増加分を高齢者と現役世代で折半するために、2年に1度、高齢者負担率、高齢者が保険料で賄う割合の見直しを行っております。

それに加えて、少子化を克服し、子育て世代を全ての世代で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金の支給額の一部を支援する仕組みが新たに導入されることから、令和6年度に保険料の改定を行うこととなっております。また、後期高齢者医療制度の被保険者につきましては、高齢化の進行に加え、団塊世代が後期高齢者へ移行している状況から近年は年に300人前後増え続けております。

このことから、令和6年度の保険料が令和5年度に比べて14.5%増加する状況についての分析になりますが、制度改正による影響は岐阜県全体での試算として13%程度であるとの報告がありますので、当市につきましてはそのまま当てはめると被保険者数が増加している影響は1%程度であると想定されます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今の答弁によりますと、後期高齢者の方の医療の保険料14.5%のうち引き上げるものが13%、人数は増えているけれども、その影響は1%ないしは2%程度というそういったお話ではないかと思います。

この令和6年度、老齢年金、来年はアップするということでありましてけれども2.7%、その一方で物価の値上がりが3.2%にもなっているということで、この物価の値上がりにも追いついていない年金ですね。75歳以上の方は、この年金暮らし、ほとんど年金収入ということになりますので、そんな状況でこのアップ、非常に大きいものがあると思います。

市長は、議会の初日において行政報告の中で瑞穂市の代表者として後期高齢者医療広域連合議会に出席をされたというお話をされて、報告をさせていただきましたけれども、しかしこの保険料がアップしたということについては特段の説明もありませんでした。この保険料アップということについて、市長はどのような見解を持っておられるのか、この県の広域連合の中でそこら辺の問題について本当に真剣に考えられているのか、その辺の状況も含めて市長の御見解を求めたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 先日、2月21日に岐阜県の後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されたため、市長が出席しておりますが、令和5年度補正予算や令和6年度予算、そして条例改正などの議案について審議され議決されました。

このことにつきましては、議会初日の行政報告にて市長より御報告させていただいてところでありますが、保険料率の改定につきましては、議案第6号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての部分で、令和6年度及び令和7年度における保険料率、保険料賦課限度額及び保険料均等割額の所得判定基準を改定するということが、条例改正の趣旨の一つである旨を御報告させていただいております。

なお、今回の保険料率の改定につきましては、被保険者数の伸びやそれに伴う医療費の増加に加えて、先ほど御説明しました国全体の課題である少子化の改善に、瑞穂市を含む岐阜県もほかの都道府県と同様に取り組むために新たな仕組みが導入されるものでありますので、必要な料率改定と理解しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 関谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、市民部長のほうからお答えをさせていただいておりますが、後期高齢者医療の保険料については昨年の5月に法改正が行われ、所得割の額が年収153万円以下の人について引き上げられることになりました。また、上限額についても令和6年度には73万円、そして令和7年には80万円と段階的に増額されることが決まっております。

この改正は、少子高齢化が進み現役世代の所得が伸びないことや、現役世代の人口が減少するということで現役世代の負担をこれ以上大きくしないためのものになります。高齢者の増加に伴い、医療費がこれからますます増大していくということが予測がなされております。現役世代は、後期高齢者医療費の約4割に当たる支援金を負担しています。高齢者の保険料での負担は約1割、残りの5割を公費で負担をしております。現役世代は、この後期高齢者医療制度の創設からその負担は1.7倍になり、高齢者の負担は1.2倍ということで、この伸び率を同じにするための改正でもあります。

現役世代にこれ以上の負担を負わせることは困難であるということ、そして若い世代に出産育児一時金の負担を支援するという一方で、今回の岐阜県後期高齢者医療広域連合議会での議決となっております。

なお、私は引き続き県市長会を通じて高齢者の負担軽減や現役世代の負担の軽減、公費の在り方なども岐阜県市長会の会長などを通じて全国市長会のほうに提案をするということとはしておりますので、よろしく御理解のほどお願いをしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 市長のほうから御答弁いただきました。

やっぱり、若い世代と高齢者の世代を競わせる、負担をそこで賄おうというのは根本的な問題だと思います。そういう意味では、この国の政策そのものが問題であり、そういった意味で市長も市長会を通して国に要望していくというお話だったと思います。これについてはしっかりと、それだけでなく、それを実のあるものにできるように、今後もぜひ市長には期待をしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君に申し上げます。答弁のない質疑はしないように注意をいたします。

5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番、立憲民主党の松野藤四郎でございます。

ただいま議案第24号ですね、後期高齢者の医療特別会計の予算ですが、広域医療の中に本巢市、北方、それから瑞穂市、これが3つが一緒になって運営しておるわけですが、2年ごとに保険料が変わってきます。この6年度から、現在9段階のこの所得割があるわけですが、これが12段階になってきます。そうしますと、この保険料が……。

〔発言する者あり〕

○17番（松野藤四郎君） 関係ないですかね。

○議長（庄田昭人君） 質問の内容がまだ分かりませんので、質問を続けていただいて結構です。

○17番（松野藤四郎君） それは、9段階から12段階に変わりますけれども、これについて保険料が、収入が増えてくるんだろうというふうに思いますけれども、この段階が変わったために保険料の収入がどのくらいあるのか、お聞きしたいと思いますけれども。

○議長（庄田昭人君） ただいまの質問は、議案と一致はしないというふうに確認をしますが、市民部長、答えられますでしょうか。

臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 今の御質問につきましては、多分、介護保険のお話かなと思っていて、ちょっと後期高齢者の関係とは異なると思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長（庄田昭人君） ただいまの質問は、後期高齢者医療事業といった部分と違うという答弁でありました。

松野藤四郎議員。

○17番（松野藤四郎君） この2市1町が集まった広域連合のほうに納付するわけですね。で

すから、瑞穂市としては、この9段階が12段階になったときにどのぐらい増えるのか、そこを聞きたいということです。これ議案にあるわけですね。後期高齢者の医療保険料5億7,800万、前年度はもう少し少ないんですけども、その上がった分についてお聞きしたいと。

私は思うに、これはずっと予算から議案から皆さん質問しておるわけですけども、例えば今回予算については予算特別委員会でこれを議論するわけですね。ですから、ちょっと矛盾しているのかなというふうには感じますけれども。

○議長（庄田昭人君） 議案第24号の質疑をお願いをしたいと思います。

24号について、臼井市民部長、答弁をお願いします。

○市民部長（臼井敏明君） 今、御質問の中で2市1町という言葉を言われましたが、先ほどの繰り返しになりますが、それはもとす広域連合でやってみえる介護保険のお話かと思いますが、今回の議案24号につきましては後期高齢者医療事業の関係ですが、これは岐阜県全体、全て42市町村でやっておる事業になりますので御了解いただきたいと思います。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第25号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第22、議案第25号令和6年度瑞穂市水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第26号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第23、議案第26号令和6年度瑞穂市下水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第27号について（質疑）

○議長（庄田昭人君） 日程第24、議案第27号市道路線の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第2号、議案第4号から議案第8号まで、議案第10号から議案第15号まで及び議案第17号から議案第27号までについて（委員会付託）

○議長（庄田昭人君） 議案第2号、議案第4号から議案第8号、議案第10号から議案第15号及び議案第17号から議案第27号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会及び特別委員会に付託します。

日程第25 請願第1号について（委員会付託）

○議長（庄田昭人君） 日程第25、請願第1号パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の採択を求める請願を議題といたします。

会議規則第142条第1項の規定により、お手元に配付した請願文書表のとおり、文教厚生委員会に付託します。

本日の議事日程を延会したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 延会いたします。

延会 午前11時13分